

# 若草保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、多治見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則第4条に基づいて、説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者

名称	社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会
主たる事務所の 所在地	岐阜県多治見市太平町 2丁目39番地の1
代表者氏名	会長 渡邊 哲郎
連絡先	電話 0572 (25) 1131 F A X 0572 (25) 1132

## 2. 施設

名称	若草保育園
所在地	岐阜県多治見市京町5丁目73番地の1
管理者氏名	園長 大野 万里
連絡先	電話 0572 (22) 5544 F A X 0572 (24) 4434

## 3. 施設の目的及び運営方針

保育園の目的
若草保育園(以下「本園」という。)を利用する乳幼児(以下「園児」という。)に対し、適正な保育を提供することを目的とします。
保育園の運営方針
1 本園は、良質かつ適切な内容と水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての園児が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
2 園児の意思と人格を尊重して、常に園児の立場に立って保育を提供するように努めます。
3 本園は、園児の家庭と地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

## 4. 保育の内容

本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成29年告示)と全体的な計画に沿って、園児の発達に必要な保育を提供します。
--

## 5. 職員の職種・員数・職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1名	園の業務の統括
主任保育士	1名	園長の補佐と保育士の統括
保育士	17名	保育の提供、その計画の立案、
調理員	2名	給食業務
事務員	1名	保育園事務補助
嘱託医	2名	園児の健康管理等

## 6. 特定教育・保育を提供する日及び時間帯

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前7時から午後7時まで
特定教育・ 保育提供 時間	保育標準時間認定 午前7時から午後6時まで 保育短時間認定 午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育 時間	保育標準時間認定 午後6時から午後7時まで 保育短時間認定 午前7時から午前8時30分まで 午後4時30分から午後7時まで (*1時間単位で利用できます。)
休園日	1 日曜日 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 3 年末年始(12月29日から1月3日まで) 4 市長が緊急に必要と認めた日

## 7. 保育料等について

保育料	園児の保護者は、保護者の市町村民税の課税状況により、園児が居住する市町村が定める額を当該市町村に支払います。なお、市民税非課税世帯の児童は国の制度により、0~2歳児クラスの第2子以降の児童は市の制度により、保育料は無料です。
延長保育料 等	延長保育利用の園児の保護者は、別に会長が定める延長保育利用料を本園に支払います。その他、保護者より実費負担を受ける必要が生じたときは、保護者は実費を本園に支払います。

8. 利用定員

0歳児	9人
1、2歳児	41人

9. 入園、退園について

入園	本園は、多治見市が行った利用調整により本園の利用が決定され、かつ、保育の実施について多治見市から保育の委託を受けたときは、これに応じます。
退園	園児が次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了します。 1 園児に係る支給認定の効力が失われたとき 2 保護者から本園の利用について取消しの申し出があったとき 3 多治見市が園児の利用継続について不可能であると認めるとき 4 その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

10. 提供する給食について

平日	昼食 多治見市の管理栄養士が献立等を管理し、本園の調理員が調理して提供します。
	おやつ 3歳未満児については、午前と午後の2回おやつを提供します。
土曜日	通常の昼食の提供は無く、おやつを1回提供します。 1日保育を必要とする場合はお弁当を用意してください。
アレルギー等の対応	アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合、個別に面談してできる限り対応します。「アレルギー疾患生活管理指導表」が必要になります。

11. 緊急時、非常災害時における対応方法

緊急時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本園の職員は、保育中に園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、保護者又は医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じます。</li> <li>2 保育中に事故が発生した場合は、多治見市と保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。</li> <li>3 本園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。</li> <li>4 本園は、園児に対して保育中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。</li> </ol>
非常災害時	本園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報と連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難訓練その他必要な訓練を実施します。

12. 虐待の防止のための措置

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のために責任者を設置し、職員に対する研修を実施します。</li> <li>2 本園は、虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、多治見市、児童相談所等、適切な機関に通告します。</li> </ol>
--

13. 保育内容における苦情対応

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本園は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情等受付担当者、苦情等解決責任者と第三者委員を設置し、保護者に周知するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。</li> <li>2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努めます。</li> <li>3 苦情内容と苦情に対する対応、結果について記録します。</li> </ol>
--

苦情等解決責任者	園長 大野 万里
苦情等受付担当者	主任保育士 赤坂 武
受付方法	面談、文書、電話等の方法で苦情を受け付けます。
第三者委員	石外志真子(知識経験者) 宮嶋 淳(社会福祉士) 平尾 末広 090 (6091) 0233

保険の内容	施設賠償の支払い限度額 対人…1名2億円/1事故10億円 対物…1事故200万円 生産物賠償の支払限度額 対人…1名2億円/1事故10億円 (保険期間中10億円) 対物…1事故・保険期間中200万円
-------	---

#### 14. 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

##### (1) 内科

医療機関の名称	まえかわペインクリニック
医師名	前川 紀雅
所在地	多治見市広小路2丁目63
電話番号	0572 (28) 2010

##### (2) 歯科

医療機関の名称	高野歯科
医師名	高野 一
所在地	多治見市音羽町1丁目8-1
電話番号	0572 (43) 6483

#### 15. 健康管理

本園は、常に園児の健康に留意し、嘱託医による健康診断を内科は年2回、歯科は年1回実施し、その結果を記録します。

#### 16. 加入している保険に関する事項

本園は、以下の保険に加入しています。

##### (1) 災害共済(独立行政法人 日本スポーツ振興センター)

保険の対象	園の管理下の負傷、疾病、障害、死亡
保険の内容	負傷、疾病…原則医療負担額の4/10 障害…障害見舞金 41万~88万円 死亡…死亡見舞金 3,000万円 通園中 1,500万円 * 法改正により予告なく変更となる場合があります。

##### (2) 園賠償責任保険(全国私立保育園連盟)

保険の対象	園施設の欠陥や管理業務遂行上の過失、園業務遂行上の過失、又は園の提供する飲食物の不備による事故
-------	---

#### (3) 賠償責任保険(社協の保険)

保険の対象	対人・対物・人格権侵害・経済的損害賠償
保険の内容	賠償の支払い限度額 対人・対物・人格権侵害…2億円 受託物…100万円 非所有自動車… 対人 1名5,000万円/1事故2億円 対物 1事故1,000万円 経済的損害…100万円

#### 17. 個人情報の取扱いに関する事項

本園では法人の個人情報保護規程に基づき、本園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の個人情報を漏らすことはありません。また、多治見市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

#### 18. 保育所児童保育

保育要録は、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、子どもの育ちを支えるための資料として、就学時に保育園から小学校へ送付することが、保育所保育指針において定められています。

#### 19. その他

この重要事項説明書の内容は、令和7年4月1日現在のものです。  
在園する園児数、クラス数、人事異動等によって、内容が変更になる場合があります。

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人  
多治見市社会福祉協議会 若草保育園

園長 大野 万里

説明日： 令和 7 年 4 月 5 日

## 同意書

私は、本書面に基づいて、当園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

園児との関係：

園児氏名：

この同意書は2通作成し、保護者と保育園は各自その1通を保有します。